

地方公共団体における非常用電源の確保を含めた災害対策機能の維持及びこれに係る緊急調査結果

防災課

1 はじめに

消防庁では、災害時における業務継続性の確保について、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（※1）」の策定について（平成27年5月20日付け府政防第411号内閣府政策統括官（防災担当）、消防災第71号消防庁次長通知）により、「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、「電気、水、食料等の確保」、「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」等、業務継続計画の中核となり、その策定にあたって特に重要な6要素を示した上で、当該要素についてあらかじめ定めておくことの必要性について通知してきました。

しかし、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、この影響により地方公共団体の庁舎において停電が発生したため、その災害対策機能に支障が生じる事例が発生しました。

このことを受け、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するため緊急調査を実施しました。

本稿では、消防庁防災課で取りまとめた緊急調査の結果について紹介いたします。

※1「市町村のための業務継続計画作成ガイド」については内閣府（防災担当）ホームページを参照

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

2 調査の概要

- 調査対象：都道府県47団体及び市町村1,741団体
- 調査基準日：平成27年10月1日

3 調査結果

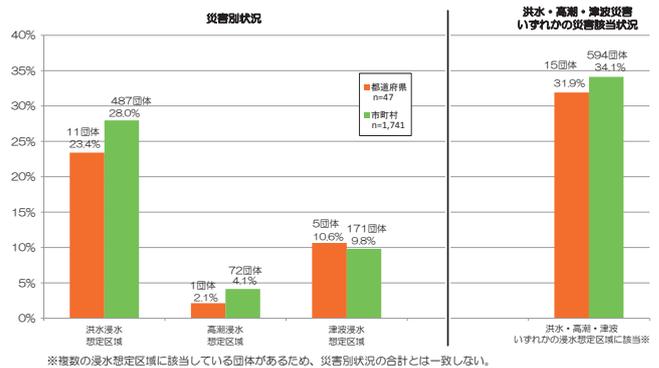
① 浸水想定区域内に災害対策本部が設置される庁舎の状況
災害対策本部が設置される庁舎が、「洪水、高潮、津波」に係る浸水想定区域内としている団体は、

- 洪水浸水想定区域 都道府県：11団体（23.4%）
市町村：487団体（28.0%）
- 高潮浸水想定区域 都道府県：1団体（2.1%）
市町村：72団体（4.1%）
- 津波浸水想定区域 都道府県：5団体（10.6%）
市町村：171団体（9.8%）

となっており、いずれかの浸水想定区域内としている団体は、

- 都道府県：15団体（31.9%）
 - 市町村：594団体（34.1%）
- となっている（図1）。

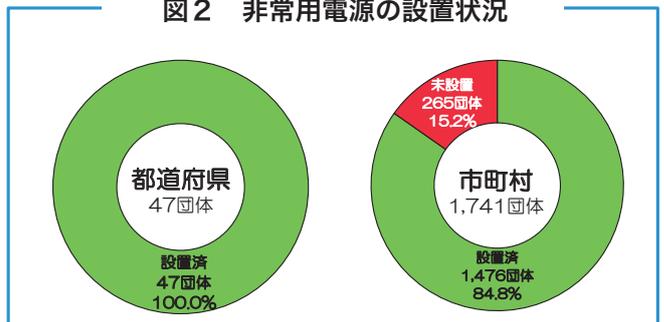
図1 浸水想定区域内に災害対策本部が設置される庁舎の状況



② 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、都道府県では全ての団体で設置済、市町村では265団体（15.2%）が未設置となっている（図2）。

図2 非常用電源の設置状況



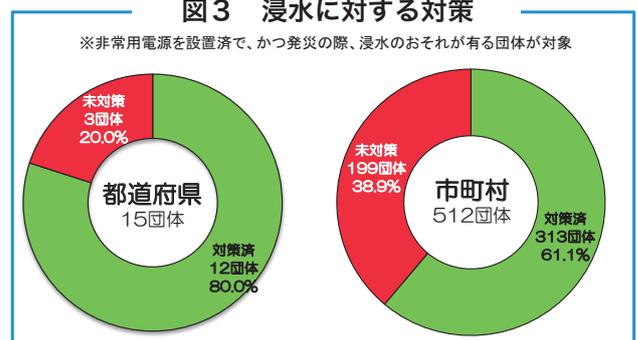
③ 非常用電源の災害対策状況

(1) 浸水に対する対策

非常用電源の浸水に対する対策状況を見ると、非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある団体（都道府県15団体、市町村512団体）のうち、浸水対策をしていない団体は、

- 都道府県：3団体（20.0%）
 - 市町村：199団体（38.9%）
- となっている（図3）。

図3 浸水に対する対策

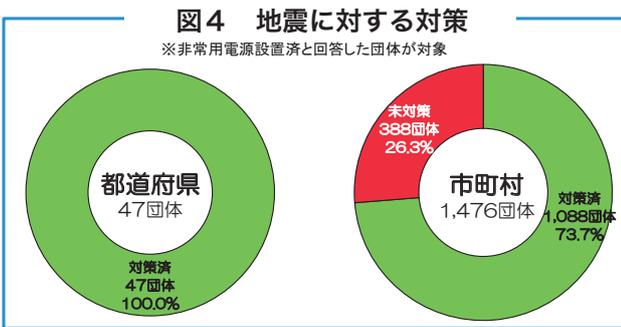


(2) 地震に対する対策

非常用電源の地震に対する対策状況をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,476団体）のうち、地震対策をしていない団体は、

- 都道府県：なし（全ての団体で対策済）
- 市町村：388団体（26.3%）

となっている（図4）。

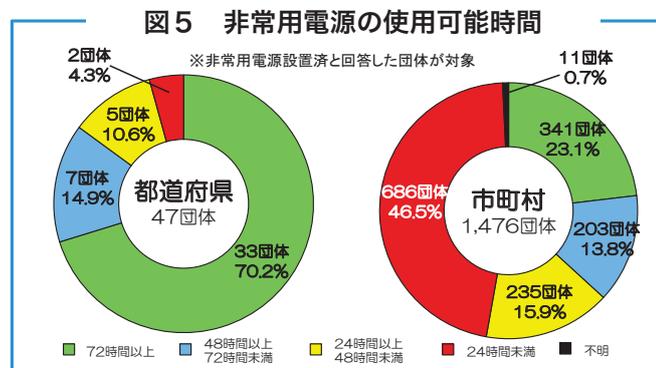


④ 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,476団体）のうち、使用時間が24時間未満の団体は、

- 都道府県：2団体（4.3%）
- 市町村：686団体（46.5%）

となっている（図5）。



4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ以下の3項目について「地方公共団体における非常用電源の確保を含めた災害対策機能の維持及びこれに係る緊急調査結果について」（平成27年11月17日付け消防災第135号防災課長通知）により自治体に周知しました。

① 非常用電源の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

② 非常用電源等の災害対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそ

れがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源設備に支障をきたし稼働できない事態も想定される。災害による停電時であっても確実に非常用電源を稼働させるため、転倒防止の措置や浸水想定深より上部への設置など、非常用電源に対する揺れや浸水に備えた対策を図ること。

③ 非常用電源の使用可能時間について

一般に、発災後72時間を経過すると、要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に地方公共団体の災害対策機能が低下することは致命的となるおそれがあることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、「72時間」は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましい。

また、停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等と協定を締結しておくなどにより、「1週間程度」は災害対策に支障が生じないよう準備しておくことがより望ましい。

非常用電源が未設置の団体について

- 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において、**電気の確保は特に重要な要素として位置付け**
- 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（抜粋）（平成27年5月 内閣府（防災担当））
 - 4. 業務継続計画の特に重要な6要素
 - (3) 電気、水、燃料等の確保
 - 停電に備え、非常用電源とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。
 - 災害時に必要な設備、機材等への電力供給が必要。
 - 孤立により外部からの水、食料等の調達が可能となる場合もある。

未設置の団体は、**「非常用電源とその燃料」を早急に確保することが重要。**

※非常用電源は緊急防災・減災事業債の対象事業

緊急防災・減災事業

国	国土交通省	国土交通省防災対策課	国土交通省防災対策課
府	国土交通省	国土交通省防災対策課	国土交通省防災対策課
県	国土交通省	国土交通省防災対策課	国土交通省防災対策課
市	国土交通省	国土交通省防災対策課	国土交通省防災対策課
町	国土交通省	国土交通省防災対策課	国土交通省防災対策課
村	国土交通省	国土交通省防災対策課	国土交通省防災対策課

非常用電源等の災害対策について

- 被災地の地方公共団体は、庁舎も被災している可能性があり、適切な措置を施していなければ、非常用電源が稼働できない事態も想定される。

災害による停電時において、**確実に非常用電源を稼働させるためには、揺れや、浸水に備えた非常用電源の確保が重要。**

非常用電源の使用可能時間について

- 一般に、発災後「72時間」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に地方公共団体の機能が低下することは致命的となるおそれがある。
- さらに、停電も長期化する場合もある。
 - 平成27年台風第21号（中部圏）：5日間で100%復旧
 - 平成27年9月関東・東北豪雨（増尾町）：5日間で100%復旧
 - 平成26年台風第18号（中部）：7日間で99%復旧
 - 平成23年東日本大震災（東北電力管内）：8日間で99.4%復旧

○人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。

○停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等と協定を締結しておくなど、**1週間程度**は災害対応に支障がないよう準備することが望ましい。

5 終わりに

本調査結果により、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられました。

については、地方公共団体の災害対策機能が維持されるよう、必要な取組を進めていただくと共に、災害時における対応に万全を期するよう努めていただきますようお願いいたします。

本調査結果については、消防庁のホームページに掲載しているのでそちらもご覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/11/271117_houdou_1.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 塚原
TEL: 03-5253-7525